

令和7年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年1月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子（欠席）
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員10名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子
27番 松岡 光夫	31番 鬼塚 清明	28番 山崎 徳松
32番 岩下 豊	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

（※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出（200㎡未満の農業用施設）について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清宝
事務吏員	渡辺 晃
事務吏員	川波 貴敬
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係長 金子 明

(開会 14:04)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）10名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に13番林委員、14番山内委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

5ページまで28件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から28番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農
業用施設)」について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1号について、担当委員の説明を求めます。

18番林委員。

18番挙手

議 長 18番林委員。

18番 (林委員) 報告番号1番について説明致します。転用者、申請土地については、記載のとおり
です。転用の理由及び転用の目的は、目的としてポンプ小屋、果樹栽培の利便性を高める
ため給水用のポンプ小屋を設置するものです。参考事項として、ポンプ小屋1棟です。用途
区分は農用地区域外、第1種農地です。以上報告致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、報告第2号を終わります。7ページをお開きください。次に、議案第1号「農用
地利用集積計画(利用権の設定)」について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（金子）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （金子）詳細について説明

7ページをお願いします。利用権設定届出件数37件、設定面積につきましては約11.7ha。設定筆数については82筆になります。8ページをご覧ください。こちらが利用権設定の内訳となっております。地区名を書いております。表の真ん中の新規分ですが馬田から朝倉までが新規となっております、その分が今回該当するものとなっております。総合計を一番下を書いておりまして、11.7haとなっております。続いて9ページをご覧ください。利用権設定別の明細表となります。10年が5haと一番多くなっておりまして、続いて、5年が3.1haというような順番となっております。合計面積が右下にあります、11.7haとなりまして、今回提出したものになります。説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

10ページをお開き下さい。次に議案第2号「農用地利用集積計画（利用権の移転）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番から8番については、関連がありますので、一括審議とします。それでは事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明 11ページまで8件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。

続いて審議内容について、ご説明申し上げます。また、本件については議案書形式が通常と異なりますので、簡単に説明致します。まず、住所・氏名等が左から3名記載がありますが、まず、左から利用権の移転を受ける者、新たに利用権設定をさせて頂こうとする者になります。次の2番目の項目が、利用権を移転する者、現在借り受けている方になります。次の3項目ですが、利用権を移転する土地の所有権の権原者になります。簡単にいうと土地の所有者でございます。続けて、申請土地の状況、また備考欄に現在の借受状況についての内容説明となっております。

今回の案件につきましては、審議番号1番から8番までについては、一番左側、新たに利用権の移転を受けようとする者。次の2番目の項目にあります利用権を移転する者、現在借り受けた方は一緒に者となっております。土地の所有者等はそれぞれ、審議番号に応じて変わっておりまして、併せて契約等についても、期間はバラバラであります。今回の審議について、なぜこのようになったかといいますと、左から2番目の項目、現在借り受けている方が、農業者年金の支給の方法に、特例付加年金という支給がございます。これを請求しようとする時に、例えば後継者に経営が継承されてあるか等、支給の要件となる場合があります。左から2番目に書いてある現在借り受けておられるが、年金を受給しようとする方、一番左に書いてある利用権の移転を受ける者ありますが、後継者、お子さんが新たに要件の移転を受けまして、令和7年1月10日から権利を設定しようと、申請をされているものです。以上、審議番号1番から8番までの説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明はおわりました。審議番号1番から8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番から 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は承認とし、市長へ通知いたします。12 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明
 審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 9 番空閑委員、24 番井上委員を指名いたします。
 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (岩切) 審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 12 番水上委員、28 番山崎委員を指名いたします。次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
 事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 19 番樋口委員、34 番篠原委員を指名いたします。
 審議番号 1 番から 3 番を一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議 長 なければ、審議番号 1 番から 3 番について、賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、議案第 3 号は可決致しました。
 13 ページをお開き下さい。次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (川波) 朗読をもって説明
 15 ページまで 9 件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。16 番内田委員。
 16 番挙手
 議 長 16 番内田委員。
 16 番 (内田委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地及び契約については記載のとおりです。譲渡人につきましては親からの贈与でありましたが、遠方に住んでいるため離農するということでございます。譲受人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 1 番は許可といたします。
次に、審議番号 2 番について担当委員の説明を求めます。16 番内田委員
16 番挙手
議 長 16 番内田委員。
16 番 (内田委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ
いては、議案書記載のとおりです。譲渡人につきましては、親からの贈与でありましたが、
遠方であるため離農ということになっております。譲受人はこの土地を 5 年ほど前より耕作
しております。また、隣接地においても耕作しており、耕作に好都合ということです。譲受
人は、農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 2 番は許可といたします。
次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
7 番挙手
議 長 7 番大隅委員。
7 番 (大隅委員) 審議番号 3 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、記
載の通りです。契約については売買です。譲受人は相手方の要望です。譲渡は、ここを離れ
お姉さんのところに移るそうで離農されます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 3 番は許可といたします。
次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
7 番挙手
議 長 7 番大隅委員。
7 番 (大隅委員) 審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大で、譲渡人は規模縮小です。
農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番 4 番は許可といたします。
次に、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
7 番挙手
議 長 7 番大隅委員。
7 番 (大隅委員) 審議番号 5 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、

議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は、規模拡大で、譲渡人は規模縮小です。この土地は、以前から野菜を作られていました。農地法第3条第2項には該当いたしません。下段の分の説明をします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は規模縮小で、この方は機械も故障したため離農するということです。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

27番 議長 (松岡委員) ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。14番山内委員。

14番挙手

議長 14番山内委員。

14番 (山内委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請の理由として、譲渡人は高齢で後継者がいないということです。譲受人は、認定農業者であり、自宅に隣接する農地で規模拡大を図るうえで好都合であり、特に問題はないと思われます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。

9番挙手

議長 9番空閑委員。

9番 (空閑委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、現在農業をしていないために、譲受人の方をお願いして、贈与ということになっています。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番7番は許可といたします。次の審議番号8番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代致しました。次に審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。

19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人は規模縮小。譲受人は、規模拡大です。皆さんお気づきかもしれませんが、譲受人は、規模拡大を続けておられ

ます。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。

副会長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議長 議長を交代しました。次に、審議番号9番について担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。

11番挙手

議長 11番江藤委員。

11番

(江藤委員) 審議番号9番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地は、契約については議案書記載のとおりです。本件は、福岡市より移住するために中古住宅物件を購入することを考えていた譲受人は、隣接する農地で当面は家庭菜園をする新規就農する案件になっております。譲受人に農業の経験はありませんが、研修会などがあれば積極的に参加する意向を持っておられ、農機具も購入されています。譲受人の新規就農については、特に問題がないと考えております。また、譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

23番

(田邊委員) ありません。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

議長 ちなみに、この方は年はおいくつですか。

11番

(江藤委員) 50代前半です。婚約者と一緒に住まれる予定です。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号9番については許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時40分まで休憩します。

14時30分休憩

14時53分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。16ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。2件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大坪委員。

6番挙手

議長 6番大坪委員。

6番 (大坪委員) 審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地・転用目的も議案書記載のと

おりです。譲渡人は高齢であり、以前に譲受人に買ってもらえないかと相談がありました。また、申請地は、降雨時には水が入り込み、耕作が不便であるため地上げをするものです。降りる道をつくって1mほど地上げをするものです。工事は●●●にお願いしているそうです。また、みかんを植えるそうです。農地の区分は第2種農地です。農地法の運用は、市役所から1km以内で宅地の割合が40%以上の区域にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
17番挙手

議 長 17番畑委員。

17番 (畑委員) 地上げを1mするんですね。西側に水路があり、田がありますよね。1m地上げをするなら、土留めをする必要がありますがどうですか。

6番 (大坪委員) 水路から土羽をする計画になっています。

17番 (畑委員) わかりました。例えば、水路から1m程外して土羽をつくるのは理解できますが、水路いっぱいまで土羽をつくと、降雨時に水路に土砂が流れ込んでいく可能性がありますよね。雨量が多いと土羽が崩壊すると、水路に詰まってトラブルにならないか心配しています。例えば、1m程度水路から外して土羽を斜めについていくようになるはずだが、その辺の説明は聞かれましたか。

6番 (大坪委員) 水路から土羽を斜めにしてついていくように聞いています。

17番 (畑委員) 勾配を最低でも40°くらい付ける必要があります。土羽をねかさないと土砂が水路に入り込む可能性があります。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手。

議 長 7番大隅委員。

7番 (大隅委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については、記載のとおりです。転用の目的は、住宅用の雨水排水路です。転用の理由については、隣接地の転用計画に伴い、雨水を排水していた農地がなくなるため敷地拡張し、雨水排水管を敷設するものです。参考事項としては、第一種住居地域です。農地法の運用については用途地位が定められている農地に該当します。農地の区分につきましては、第3種農地になります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。17ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題をとし、事務局の説明を求めます。

事務局 (渡辺) 事務局説明。18ページまで4件あります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。

4番信國委員

4番挙手

- 4 番 (信國委員) 審議番号 1 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請地は蓄電池を設置するということで、その周りにはソーラーパネルが設置されています。その電気を蓄えるために蓄電池を設置したいということです。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
- 2 1 番 (高良委員) ありません。
- 議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認といたします。次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
- 7 番挙手
- 議 長 7 番大隅委員。
- 7 番 (大隅委員) 審議番号 2 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的として、宅地分譲 8 区画になります。転用の理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため宅地分譲を行うものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 排水等の状況を説明してください。
- 7 番 (大隅委員) 雨水は、前面にある水路に流すそうです。下水は、下水道に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 水道はどうですか。
- 7 番 (大隅委員) 水道も上水道に接続します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認といたします。次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。7 番大隅委員。
- 7 番挙手
- 議 長 7 番大隅委員。
- 7 番 (大隅委員) 審議番号 3 番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、共同住宅 1 棟 1 2 戸になります。転用の理由は、申請地周辺は宅地化が進み、住環境もよいことから共同住宅を建築するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は、前面の水路に流します。下水は、下水道に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員。
- 9 番挙手
- 議 長 9 番空閑委員。

9 番 (空閑委員) 審議番号 4 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。譲渡人の農地が隣接しておりまして、譲受人は、元宮司の妻となっておりますが、宮司が昨年亡くなられたため、この話を元宮司の妻が引き継いであるようです。元宮司の妻が買い取って、その後、神社に寄付をするようです。転用目的は、神社の露天駐車場です。農地法の運用は、10ha 以上の一団農地(敷地拡張)に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

2 4 番 (井上委員) ありません。

議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。

19 ページをお開き下さい。次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号 1 番から 7 番については、推進機構への売り渡しになります。以上審議番号 1 番から 7 番までの案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番から 7 番について質問や意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番から 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 7 号は承認とし、市長に通知いたします

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:09)